

会議記録

名 称		中央区情報公開・個人情報保護審議会令和5年度第1回小委員会
開催年月日 ・開催場所		令和5年8月3日（金）午後3時～午後5時 中央区役所 別館6階 A会議室
出席者の氏名	委員	鈴木委員長、藤原委員、糠谷委員、窪木委員
	区職員出席者	黒川総務部長、田部井総務部参事（連絡調整・特命担当）総務課長事務取扱、東総務課情報公開係長、大江総務課情報公開係主査、竹内総務課情報公開係員
配付資料		資料1 中央区情報公開・個人情報保護審議会小委員会名簿 資料2-1 個人情報保護制度の手引策定に向けた方向性について 資料2-2 個人情報保護制度の手引の目次 資料3 法と旧条例の主な相違点と制度見直しの内容 資料4-1 目的外利用・提供の例外要件の対応関係 資料4-2 手引への記載案（目的外の利用及び提供） 資料5 代理制度における取扱いの変更点 資料6-1 不開示情報の対応関係 資料6-2 手引への記載案（開示・不開示の決定） 資料7 手引への記載案（決定の期限） 資料8 開示の実施方法等の合致に向けた運用について
議事次第		1 開会 2 議題（個人情報保護制度の手引の策定について） 3 その他（次回審議会日程の確認） 4 閉会
審議の経過		次葉のとおり

会議記録

審議の経過	1 開会 ◎定数、配布資料及び審議の進め方の確認（田部井総務部参事） 2 議題 ＜経過及び主な意見＞ ◎資料2－1について説明（大江総務課情報公開係主査） ○鈴木委員長 個人情報保護制度は、法定受託事務に分類されているのか。 ○大江総務課情報公開係主査 個人情報保護制度は、法に基づいた自治事務である。 ○鈴木委員長 自治事務であれば、地方自治法で整理するということでもいいかと思う。ケース・バイ・ケースで判断しなければいけないことは、法律に該当性があるか確認し、ケースに応じてルールを確定していくべきである。 ○藤原委員 手引策定の際に都の個人情報保護法施行条例とのすり合わせは意識したか。 ○大江総務課情報公開係主査 都の解釈等を参考にして策定した。審査基準においては、国で先に定められていたため、都及び国にも目配せしながら内容を詰めていった。 ○鈴木委員長 手引の全国画一化は難しく、法の運用という面での柔軟さを失われてしまう可能性もあるので、自信をもって実務を行っていただきたい。 ◎資料2、資料3及び資料4－1について説明（大江総務課情報公開係員） ○大江総務課情報公開係主査 旧条例の第13条と第14条のそれぞれ第1項第2号の法令・条例に基づく（義務）については、旧条例に基づく手引の中で、義務と任意を両方含む、もしくは提供の場合は義務までにするということが規定されている。 ○藤原委員 体系上は、旧中央区個人情報保護制度の手引の解釈運用基準から読み取れるというこ
-------	--

審議の経過	とか。 ○大江総務課情報公開係主査 そうである。資料４－１では、法と旧条例の規定の違いを確認し、どの法の規定で対応させていくかを表している。 ○鈴木委員長 資料４－２は手引に載るものなのか。 ○大江総務課情報公開係主査 資料４－２は現在作成している手引の記載案として書いている。 ◎資料４－１の続きを説明（大江総務課情報公開係主査） ○窪木委員 資料４－１の法第６９条第１項に、法令に基づく（義務・任意）とあるが、義務・任意とはどのような意味なのか、また、旧条例第１４条第１項第５号や６号も法第６９条第１項に該当するのか。 ○鈴木委員長 義務とは、義務規定を表しており、法令等で情報提供又は利用が義務づけられたものである。任意とは、任意規定を表しており、法令等で義務づけられておらず、いわゆる「できる規定」として規定されたものを指している。具体的な法令は、資料４－２の表に記載されている。 ○大江総務課情報公開係主査 ２つ目の質問について、旧条例の規定の中では、提供に関しては、法令や条例で提供しなければならないと記載された、１４条第１項第２号を適用していた。任意規定は、相当の理由により公の機関へ提供するというものに当てはめて考えを整理したが、法令の任意規定に基づいて、公の機関に提供していた場合は、新法では義務規定、任意規定両方含む形になるので、今まで相当の理由により公の機関へ提供していた根拠として、法令に基づく任意規定だったものは、ここに当てはめていくという考えを整理した。 旧条例で法令の任意規定に基づいて提供していた場合は、１４条第１項第５号と１４条第１項第６号の２つである。公の機関に提供する場合は、相当な理由によりという法令の任意規定があるから提供していたと考えられる。一方で、公の機関ではないところに提供していた場合は、法令の任意規定で読める場合は、審議会が認める場合に公でない団体に提供していた。
-------	---

審議の経過	○窪木委員 法令・の「・」は法令の任意規定ということか。 ○大江総務課情報公開係主査 そうである。 ○鈴木委員長 成年後見法が適用できないケースがあった場合は、中央区としては資料４－１の分類のうち、どのような分類で行うのか。 ○大江総務課情報公開係主査 基本的に法令に基づく根拠があればそれを適用させ、法令にない場合は、公の機関であれば相当の理由として考え、公の機関でない場合は、特別な理由として当てはめていく。今後は、相当な理由及び特別な理由を解釈運用基準でどう定めていくかが重要なポイントになると考えている。本区の考えとしては、これまで積み上げた事例を反映させ、ベースを作っていこうと考えている。ただし、ケースバイケースでこれからも各所属から照会が来た場合は、区の中で検討した上で判断に迷うものがあつたら、個人情報保護委員会に適法関係を確認していく。 ◎資料４－２及び資料５について説明（大江総務課情報公開係主査） ○鈴木委員長 代理制度についての解説は手引に記載しないのか。 ○大江総務課情報公開係主査 代理制度の記載案は、今回の資料につけていない。本人への代理請求の事実の通知については、手引に落とし込んでいく予定である。また、要領にも規定を定めたところである。 ○鈴木委員長 これは、個人情報保護委員会のＱ＆Ａに入っているのか。 ○大江総務課情報公開係主査 １番の法定代理請求の項目のうち、未成年者の法定代理人の開示請求権もう一方の法定代理人への意見照会は記載がされている。 ○鈴木委員長 ２つ目の記載は、代理請求があつた際には、必ず本人に通知するということか。
-------	--

審議の経過	○大江総務課情報公開係主査 そうである。これは、令和5年4月1日から新たに本区の要領で定めた運用である。 ○鈴木委員長 本人通知制度の記載は、個人情報保護委員会のQ&Aに入っているのか。 ○大江総務課情報公開係主査 Q&Aには記載がないが、本人通知制度を規定するにあたっては、個人情報保護委員会に協議した上で要領に定めている。 ○窪木委員 本人への代理請求の事実の通知のところで、本人が18歳未満の未成年であった場合も、本人宛に通知文を送付するのか。 ○大江総務課情報公開係主査 そうである。通知文は年齢関係なく全員に送付しており、対象が未成年の子供の場合は、子供宛てに子供の住所に送付している。未成年者のうち、対象の未成年者が15歳以上の場合は、旧条例の時から法定代理人請求ではなく本人から開示請求を受けている。 ○藤原委員 この考え方は、一元化された法律でいうと、5章の行政機関等に対する場面での任意代理を考えているのか。 ○大江総務課情報公開係主査 そうである。機関等に対する請求の任意代理の場合である。 ○藤原委員 開示請求の手続きとしては利用しやすくなったが、本人確認の手続きは厳しくなったのか。 ○大江総務課情報公開係主査 そうである。なりすましなどの恐れもあるので、厳格な制度としていれている。 ○鈴木委員長 このような案件は、件数を積み重ねて実例を作るしかないと思う。今後も厳格な本人確認の手続きを行っていただきたい。 ◎資料6について説明（大江総務課情報公開係主査）
-------	---

審議の経過	○鈴木委員長 地方公共団体は法第78条第1項第7号に適用されるということか。 ○大江総務課情報公開係主査 そうである。国の機関に対しては、法第78条第1項第4号及び5号が適用されるが、地方公共団体は法第78条第1項第7号が適用される。 ○鈴木委員長 国の安全情報や公共安全情報は、資料6―2のイとロで行うという認識でよいか。 ○大江総務課情報公開係主査 そうである。 ○窪木委員 イは法がそのまま適用されると理解したが、ホとトもその認識でよいか。 ○大江総務課情報公開係主査 そうである。ホとトについても法がそのまま適用される。 ○窪木委員 トに記載された地方公共団体が経営する企業とはどこの範囲なのか、別途規定があるのか。 ○大江総務課情報公開係主査 地方公営企業が該当する。 ○窪木委員 中央区は、ローカルな株式会社の株は持っているのか。 ○大江総務課情報公開係主査 55%の株を保有している。 ○窪木委員 そうすると、中央区は支配株主に当たると思うが、それは、経営するということに当たらないのか。 ○大江総務課情報公開係主査 地方自治体に特別会計が設けられており、ここでの定義は別のため、経営には当たらない。
-------	---

審議の経過	○藤原委員 資料６―１の旧条例１７条第２項第１号と第２号は、新法のその他に該当するか個別に判断する理解でよい。 ○大江総務課情報公開係主査 そうである。一概にどこに当てはめ切れるというわけではないので、新法への主な適用先はその他等になってくるかと思う。 ○鈴木委員長 中央区に地方公営企業はあるのか。 ○大江総務課情報公開係主査 本区には地方公営企業は無いため、新法のトに該当するものは現状想定していない。 ◎資料７について説明（大江総務課情報公開係主査） ○鈴木委員長 旧条例では１５日で、新法では３０日になったが、現在の実務面はどのように運用を行っているのか。 ○大江総務課情報公開係主査 実務上は旧条例と同じ運用で行っている。窓口の受付でも、目安として２週間程度で準備を進めていくという案内をしている。ただし、該当情報の文書量や内容によっては、法定期限の３０日という判断にもなり得るという案内をしている。 ○鈴木委員長 現在の中央区では、開示決定期限の延長を行う場合は、どのような事案の時か。 ○大江総務課情報公開係主査 開示決定期限の延長を行う場合の事例としては、開示請求者が区職員等と行った相談の記録の開示請求や該当区政情報の量が多いときに使っている。 ◎資料８について説明（大江総務課情報公開係主査） ○鈴木委員長 資料８については、これまでの運用と大きく変わらないという理解でよい。 ○大江総務課情報公開係主査 そうである。今までも開示決定通知書で提示した期間に間に合わないときに、別途連絡
-------	--

	を取って調整していたため、実際にはこれまでの運用と変わらない。
--	--

(午後5時 閉会)